



島根県報

令和7年1月28日（火）

第 5 8 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和7年2月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	3
-------------	-------------	---

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定		4
---------------	--	---

告 示

島根県告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年2月13日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和7年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第51号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町都茂2178-1、2178-2、2179から2182まで、2179-1、2183-1、2183-2、2184、2185-1、2185-2、2186から2188まで、2190-甲2、2190-3、2190-4、2199、2200、2365-甲、2366-甲、2366-1、2371、2371-1、2372、2373-3、4399、4543から4547まで、4547-1、4548-1から4548-3まで、4549-1、4549-2、4550から4553まで、4554-1、4554-2、4555-1、4555-2、4631、4633、4635から4642まで、4641-1、5402、5403、5510、5520-1、5520-2、5521から5523まで、5527

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第52号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

出雲市塩津町小谷632、朝山町向森1131、1137、1563、1565、佐田町朝原山根520-3、1559-2、1560-1、大社町杵築北クドレ3175-5

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第53号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年1月28日

島根県知事 丸山達也

1 区域の名称 上市上

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
飯石郡飯南町下赤名747番2	1号及び15号
〃 747番6	2号
〃 3010番1	3号から9号まで
〃 762番2	10号及び11号
〃 760番1	12号
〃 760番2	13号
〃 756番2	14号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年1月28日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年1月16日から同年3月21日まで

3 作業地域

松江市島根町野波地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年1月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年1月16日から同年3月24日まで
- 3 作業地域
益田市戸田町地内

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和7年1月28日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同市温泉津町今浦地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同市後地町地内まで及び同市後地町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 島根県大田市温泉津町吉浦

（単位：㎡）

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
68番	畑	山林	1,856	1,856.36	1,678.16	収用	一部

- 4 土地所有者の氏名及び住所
登記名義人（亡）田尾イワ相続人（別表のとおり）
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和7年1月22日

別表

整理番号	氏名	住所	持分
1	田尾 博志	大阪府交野市天野が原町1丁目16番5-106号	200分の27

2	田尾 祐二	京都府八幡市八幡森5番地の1	200分の27
3	上中 清	島根県江津市黒松町898番地	100分の9
4	小峠 松子	奈良県奈良市富雄北1丁目10番9号	1000分の113
5	佐々木 眞理子	島根県江津市嘉久志町イ1820番地18	100分の9
6	上中 和美	兵庫県加古川市加古川町備後152番地の5	100分の9
7	松村 佐知子	広島県呉市広文化町17番5号	250分の17
8	藤本 次江	奈良県桜井市大字戒重143番地の6	250分の17
9	田儀 佐和子	兵庫県神戸市北区桂木2丁目11番地の3	250分の17
10	重田 直臣	大阪府大阪市都島区都島本通3丁目13番28号コーポアイリス205号	250分の17
11	綿谷 久美子	山口県下関市豊浦町大字宇賀8441番地9	160分の1
12	濱岡 愛	神奈川県川崎市多摩区柁形1丁目12番15-509号	640分の1
13	濱岡 繭	神奈川県川崎市多摩区柁形2丁目15番10サンハイツ201	640分の1
14	濱岡 仁	神奈川県川崎市多摩区柁形1丁目12番15-509号	640分の1
15	ドリッドウガー 結	(戸籍の附票上の住所) ドイツ国 (居所) ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州フィエゼン市セヴェリエン通り23	640分の1
16	田中 蒼志	大阪府大阪市港区弁天1丁目3番13-4706号	80分の1
17	粟根 満知子	山口県下関市吉見本町二丁目14番23号	40分の1
18	金本 巧	山口県下関市吉見本町二丁目10番38号	240分の1
19	長野 亜紀子	福岡県田川郡福智町上野155番地	240分の1
20	福永 裕子	山口県下関市長府才川二丁目5番3号	240分の1
21	織田 貞文	山口県下関市長府四王司町7番28号グリーンハイツ四王司106号	80分の1